**公益社団法人日本造園学会九州支部運営規則**

**第１章　総則**

第１条（本規則の目的）

本規則は、公益社団法人日本造園学会（以下「学会」という。）支部規程（以下「支部規程」という。）第12条に基づき、支部規程の施行にあたって必要な事項を定めるものである。

第2条（総則）

公益社団法人日本造園学会九州支部（以下「本支部」という。）は、学会定款第49条第1項に基づき、学会運営規程第17条(6)に規定される範囲（以下「九州･沖縄地区」という。）に置く一支部として、設けられるものである。

第3条（事務所）

本支部の主たる事務所を、会計担当委員の勤務地もしくは居住地に置く。

**第２章　目的と事業**

第4条（目的）

本支部は、学会定款（以下「定款」という。）第3条にいう、造園に関する学術、および技術の進歩をはかり、もって社会の発展に貢献する活動を、主として九州･沖縄地区で実践することを目的とする。

第5条（事業）

本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 研究･事例発表会、講演会、講習会、見学会、および展覧会等の開催

(2) 研究･事例報告集等の刊行

(3) 調査および研究

(4) 関連諸団体との連絡、および提携

(5) 業績および功労の表彰、ならびに奨励および援助

(6) 普及、啓発および提言

(7) その他、本支部の目的を達成するために必要な事業

**第３章　支部総会**

第6条（支部の構成）

本支部は、定款第6条に規定される学会会員（以下「会員」という。）のうち、九州･沖縄地区に在職、在籍、在住する者をもって構成する。

第7条（支部総会の構成）

支部総会は、本支部に属する会員のうち定款第6条(1)に規定される正会員（以下「正会員」という。）をもって構成する。

第8条（支部総会の権限）

支部総会は、次の事項について承認する。

(1) 支部の運営に必要な規則等の制定および改定

(2) 理事会に推薦する支部長候補者の選出

(3) その他、支部の活動、および運営に関する重要な事項

第9条（支部総会の開催）

支部総会は、定時支部総会および臨時支部総会の2種とする。

2 定時支部総会は、毎年1回、支部長が招集し、支部大会の日程の中で開催する。臨時支部総会は、必要に応じて開催することができる。

**第４章　支部運営委員会**

第10条（支部運営委員会）

支部規程第6条第1項に基づき、本支部に、支部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

第11条（運営委員会の構成）

運営委員会は、本支部に属する会員のうち正会員をもって、次のとおり構成する。

(1) 支部長1名

(2) 副支部長 若干名

(3) 会計担当委員1名

(4) 運営委員30名以内

第12条（運営委員会の権限）

運営委員会は、次の事項について決議し、学会理事会に報告してその承認を得る。

(1) 事業計画案および収支予算案

(2) 事業報告および収支決算報告

(3) 運営委員会の構成

(4) 支部大会および支部総会に関する事項

(5) 理事会に推薦する支部長候補者の選出

(6) 支部運営規則の制定および改定

(7) その他、本支部の活動および運営にかかわる重要な事項

2運営委員会は、次の事項について決議もしくは承認する。

(1) 業務グループの設置および解散、担当業務等に関する事項

(2) 委員会の設置および解散、付託内容等に関する事項

(3) 支部運営上必要な本規則以外の諸規程等の制定および改定

(4) 次期支部長に具申する次期運営委員等の候補者名簿

(5) 支部長に具申する運営委員の業務グループへの所属等に関する案

(6) 他団体との事業共催および他団体事業の後援に関する事項

(7) その他、本支部の活動および運営にかかわる事項

第13条（運営委員会構成員の選任）

運営委員会構成員は、次の方法で選任する。

(1) 支部長は、支部総会で選出した候補者を学会理事会において選任する。

(2) 副支部長、会計担当委員、および運営委員は、公募、推薦、その他の手段で前年度運営委員会が作成した候補者名簿を参考にし、職域、地域のバランスを勘案して、支部長が選任する。

第14条（運営委員会構成員の任期）

運営委員会構成員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条（運営委員会構成員の職務）

運営委員会構成員は、各々、次の職責を担う。

(1) 支部長は、支部を代表し、支部の業務を総括する。

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。

(3) 会計担当委員は、総務･会計グループに属し、支部の会計にかかわる書類の作成および保管を行う。

(4) 運営委員は、1つ以上の業務グループに属し、当該グループが担当する業務に主体的に携わり、また互いに他のグループの業務を支援して、支部活動を推進する。

第16条（業務グループ）

運営委員会に、支部の業務を分担する業務グループを設置する。業務グループは、通常の会務執行のために設置する常設グループと、特別な目的のために設置する特設グループの2種とする。

2 業務グループの設置および解散は、運営委員会の議決を経て決定する。

3 各業務グループは運営委員会構成員をもって構成し、それぞれにグループ長とグループ事務担当者を置く。グループ長は業務を総括し支部運営委員会へ報告する。

4 常設グループは次の通りとする。

(1) 総務･会計グループ

(2) 企画･啓発グループ

(3) 学術グループ

(4) 支部大会グループ

第17条（業務グループの職務）業務グループの職務）業務グループの職務）業務グループの職務）業務グループの職務）常設グループの主な職務を次の通りとする。

(1) 総務･会計グループは、学会理事会･支部長会への対応、運営委員会･支部総会の運営、支部会計、CPD業務の管理、情報の収集発信等を担当する。

(2) 企画･啓発グループは、共催･後援依頼の受け付けと承認手続き、専門技術の向上や市民啓発に資するセミナーの企画･運営、CPD対象事業の企画･運営等を担当する。

(3) 学術グループは、研究・事例報告の募集、研究・事例報告集の編集・印刷、支部大会における報告会の運営、支部大会賞活動の運営等を担当する。は、研究･事例報告の募集、研究･事例報告集の編集･印刷、支部大会における報告会の運営、支部大会賞活動の運営等を担当する。は、研究･事例報告の募集、研究･事例報告集の編集･印刷、支部大会における報告会の運営、支部大会賞活動の運営等を担当する。は、研究･事例報告の募集、研究･事例報告集の編集･印刷、支部大会における報告会の運営、支部大会賞活動の運営等を担当する。は、研究･事例報告の募集、研究･事例報告集の編集･印刷、支部大会における報告会の運営、支部大会賞活動の運営等を担当する。は、研究･事例報告の募集、研究･事例報告集の編集･印刷、支部大会における報告会の運営、支部大会賞活動の運営等を担当する。

(4) 支部大会グループは、支部大会の企画･運営、支部大会の会計、報告書の作成等を担当する。

2 特設グループの主な職務は、個別の設置要綱に定める。

第18条（業務グループへの所属とグループ長等への就任）

　　運営委員会構成員の業務グループへの所属、およびその長もしくは事務担当者への就任は、公募、推薦、その他の手段で前年度運営委員会が作成した案を参考にして、毎年度初頭に支部長が依頼する。

第19条（運営委員会の開催）

運営委員会の会議は、委員が一堂に会する定時運営委員会、および文書もしくは電子的手段による運営委員会（以下「メール運営委員会」という。）の2種とする。

2 定時運営委員会は、毎年1回、支部長が招集し、支部大会の日程の中で開催する。

3 メール運営委員会は、必要に応じて随時、その構成員の誰もが発信できる。ただし、重要な決議事項に関わるメール運営委員会は、支部長が発信する。

第20条（運営委員会の決議）

定時運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 メール運営委員会の決議は、期限までに委員の過半数が回答し、その過半数をもって行う。

第21条（委員会）

業務グループに、その業務を執行するために必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は原則として本支部に属する正会員であることを要するが、必要に応じ、会員以外のものを委員に加えることができる。

3 委員会の設置および解散、付託内容等は、運営委員会の承認を経て決定する。

4 各委員会に委員長もしくは座長を置く。

5 委員会の庶務は、設置要綱に別段の定めがある場合を除き、所管する業務グループにおいて処理する。

第22条（連絡調整会議）

連絡調整会議は、支部長、副支部長、各業務グループの長および事務担当者をもって構成し、年次の事業計画や予算案の調整、重要な議案の原案検討、および運営委員会の議事調整等を行う。

2 連絡調整会議は、支部長が召集できる。

第23条（事務局）

事務局は、各業務グループ事務担当者、および総務･会計グループ構成員をもって構成し、学会理事会への報告文書や総会議案書等の作成、各業務グループの業務計画や進捗状況に基づく相互調整等を行う。

第24条（アドバイザー）

支部長は、アドバイザーを委嘱することができる。

2 アドバイザーは支部長の求めに応じ、支部運営に関する意見を述べることができる。

3 アドバイザーの任期は、原則として2年とする。

**第５章　規則の変更**

第25条（規則の改定等）

本規則は、運営委員会、および支部総会の議決を経て改定することができる。

附則　本規則案を、平成25年11月1日から暫定的に運用する。あわせて、平成5年7月17日に制定した日本造園学会九州支部規程を廃止する。

 本規則は、平成26年11月24日から施行する。